

平成十七年日本学術会議規則第一号

日本学術会議事務局組織規則

日本学術会議法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第二十八条の規定に基づき、日本学術会議事務局組織規程（昭和二十五年日本学術会議規則第五号）の全部を次のように改正する。

日本学術会議事務局組織規則

（事務局長）

第一条 日本学術会議の運営においては、事務局長を事務総長と称する。

- 2 事務局長は、会長及び副会長の職務を助け、日本学術会議の運営に参画し、事務局の事務を統理する。
- 3 事務局長は、会長及び副会長共に事故のあるとき又は共に欠けたときは、臨時に会長の職務を行う。
- 4 事務局長は、総会及び幹事会において議長を補佐し、必要な場合には意見を述べることができる。
- 5 事務局長は、部会、連合部会及び委員会に出席し意見を述べるができる。

（次長）

第二条 事務局に、次長一人を置く。

- 2 次長は、事務局長を助け、事務局の所掌事務に係る重要事項に関する事務を総括整理する。

（課及び参事官の設置）

第三条 事務局に、企画課、管理課及び参事官三人を置く。

（企画課の所掌事務）

第四条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 事務局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 事務局の機構に関すること。
- 三 法令案その他公文書類の審査及び進達に関すること。
- 四 日本学術会議の保有する情報の公開に関すること。
- 五 日本学術会議の保有する個人情報の保護に関すること。
- 六 政府からの諮問及び政府への答申並びに勧告及び提言事項に関すること。
- 七 政府に対し資料の提出、意見の開陳又は説明を求める事項に関すること。
- 八 総会及び幹事会に関すること。
- 九 科学に関する重要事項の調査及び企画に関すること。
- 十 広報に関すること。
- 十一 総合科学技術・イノベーション会議及び関係機関並びに学術研究団体等との連絡調整に関すること。
- 十二 日本学術会議会員、日本学術会議連携会員及び委員会委員の選考に関すること。
- 十三 第六号、第七号、第十号及び前号に規定する事務に係る委員会に関すること。
- 十四 学術関係資料及び情報の収集、交換、整理及び利用に関すること。